

令和5年度（2023年度）
第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和5年（2023年）7月3日（月）13時30分から

開催場所 道立道民活動センターかでの2・7 10階1040会議室

北海道保健福祉部

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験 のある者	北 海 学 園 大 学	教 授	今 村 聡	
	北 星 学 園 大 学	教 授	大 原 昌 明	
	北 海 道 大 学 大 学 院	教 授	久 保 淳 司	
	北 海 学 園 大 学	教 授	村 上 愛	
公衆浴場の 利用者 を 代表する者	連 合 北 海 道	総 合 政 策 局 次 長	海 野 淳	
	岩 内 消 費 者 協 会	会 長	奈 良 初 枝	
	(公 社) 札 幌 消 費 者 協 会	理 事	橋 本 弘 美	
	北 海 道 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	幹 事	谷 澤 浩 美	
公衆浴場 経営者 を 代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小 西 廣 幸	
	同 上	副 理 事 長	佐 藤 敏 光	
	同 上	常 務 理 事	古 名 町 子	
	同 上	理 事	村 吉 哲	

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長、副会長選出
- 3 あいさつ
- 4 報告
令和5年度（2023年度）公衆浴場経営実態調査結果について
- 5 協議
公衆浴場入浴料金に係る審議について
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

- 資料1 令和5年度（2023年度）公衆浴場経営実態調査結果
- 資料2 A重油価格表
- 資料3 全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表及び北海道入浴料金の推移
- 資料4 令和4年度答申書の写し

【参考資料】

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書
- 平成26年7月18日付け答申書
- 令和元年8月9日付け答申書

令和 5 年度（2023年度）
公衆浴場経営実態調査結果

北 海 道 保 健 福 祉 部

目 次

	頁
○公衆浴場経営実態調査について	1
○実態調査の概要	2
○調査結果	
(1) 調査結果総括表（調査対象施設の1月平均）	3
参考－推定される収支について	4
(2) 1月平均入浴料金収入及び営業費用、一日平均入浴客数	5
(3) 月間営業費用内訳表（事業主報酬除く）（総括表）	6
(4) 月間営業費用明細	
ア 燃料費	7
イ 消耗品費	8
ウ 修繕料	8
エ 備品費	9
オ 会費及び交際費	9
カ 公租公課	9
キ 減価償却費	9
ク 借入、支払利子	9
ケ その他諸経費	10
(4) 資本及び建物の価格	10
(5) 営業外収入（年額（平均））	11

公衆浴場経営実態調査について

物価統制令に基づく入浴料金を検討するため、道内のすべての公衆浴場を対象とした調査である「公衆浴場基本調査」を基に、全道の平均的な施設を抽出し、公衆浴場の経営実態（収入、人件費や燃料費などの支出）を調査する。

※ 公衆浴場基本調査では、調査年の2年前のデータとなるが、経営実態調査では1年前～直近のデータを得ることが可能。

◎ 実施時期

4月～5月初旬

◎ 実施方法

訪問調査：道庁職員が調査対象施設に訪問し、帳簿等の書類から収入及び収支を確認

入浴客数調査：調査施設経営者等が調査期間一週間の客数をカウントし、道へ報告

◎ 収入及び支出の関係書類の概要

調査経費科目	基礎となる主な関係帳簿等	
	第1次的なもの	第2次的なもの
収入	現金出納帳・決算書・仕入帳	
人件費	決算書	支払明細帳
用水費	支払明細帳	領収証書
燃料費	仕入帳	支払明細帳・領収証書
光熱費	支払明細帳	領収証書
消耗品費	〃	〃
修繕料	〃	〃
賃借料	契約書	支払明細帳・領収証書
備品費	支払明細帳	領収証書
火災保険料等	保険証書	〃
旅費及び交通費	支払明細帳	決算書・領収証書
会費及び交際費	〃	〃
減価償却費	固定資産台帳	決算書
公租公課	納入通知書	領収証書
支払利子	契約書	融資返済明細帳・領収証書
その他の諸経費	支払明細帳	決算書・領収証書

令和5年度（2023年度）公衆浴場経営実態調査の概要

1 客数のカウント

調査日：令和5年5月7日（日）から5月13日（土）まで

2 調査施設の選定

令和4年度公衆浴場基本調査結果から、次の①から④までのすべての条件に該当する施設を対象施設とした。

— 選定条件 —
① 入浴料金収入が750万円以上2,400万円未満のもの。
② 所得税の申告が青色によるもの。
③ 使用水が上水道又は上水道・井水の併用であるもの。
④ 年間を通じて営業したもの。

3 調査対象（実施）施設

上記選定条件を満たす41施設のうち、調査協力を得られた18施設について調査を実施した。

（単位：施設）

地域区分 収入区分	調査対象（実施）施設数					摘要
	道南	道央	道北	道東	計	
750～800		3(1)	1(1)		4	
800～900		5(3)	2(1)	1(1)	8	
900～1,000		6(3)		1	7	
1,000～1,100		1		1(1)	2	
1,100～1,200	2	1		1	4	
1,200～1,300			1(1)		1	
1,300～1,400			1(1)		1	
1,400～1,500		4(1)			4	
1,500～1,600		2			2	
1,600～1,700	1(1)		1	1(1)	3	
1,700～1,800		1			1	
1,800～1,900					0	
1,900～2,000		1(1)			1	
2,000～2,100					0	
2,100～2,200		1	1		2	
2,200～2,300					0	
2,300～2,400				1(1)	1	
計	3(1)	25(9)	7(4)	6(4)	41(18)	

（収入区分単位：万円）

※ 道南：渡島、檜山

道央：石狩、後志、空知、胆振、日高

道北：上川、留萌、宗谷

道東：オホーツク、十勝、釧路、根室

(1) 調査結果総括表

(単位：円)

項目	事項	審議基準額 R4 (A)	実態調査 (書面調査) 今回 (B)	比較 (B-A)	備考					
					区分	項目	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入金額
収入	入浴料金	1,126,866	1,118,431	-8,435	審議会	大人	89.9	26	480	1,121,952
	中人					1.0	26	140	3,640	
小人	0.7	26	70	1,274						
計	91.6			1,126,866						
大人料金換算入浴客数						90.3 人				
益	営業外 収入	62,666	63,644	978	(実態調査 5月) (入浴客数 調査)	大人	89.9	26.0	480	1,121,952
	収益 合計	1,189,532	1,182,075	-7,457		中人	1.2	26	140	4,368
小人						0.8	26	70	1,456	
大人料金換算入浴客数						90.4 人				
費用	人件費	389,598	389,598	0						
	従業員	221,435	222,072	637						
	用水費	上水道料	9,396	9,219	-177					
		下水道料	7,885	9,125	1,240					
	燃料費	164,419	164,631	212						
	光熱費	110,043	112,803	2,760						
	消耗品費	23,601	27,158	3,557						
	修繕料	20,035	23,916	3,881						
	借損料	13,431	13,706	275						
	備品費	8,158	9,952	1,794						
	保険料等	12,478	12,697	219						
	旅費及び交通費	544	1,015	471						
	会費及び交際費	13,583	15,271	1,688						
	減価償却費	31,079	33,524	2,445						
	公租公課	51,112	43,243	-7,869						
	支払利子	9,872	11,894	2,022						
	その他諸経費	46,995	53,032	6,037						
計	1,133,664	1,152,856	19,192							
資本報酬	40,989	40,989	0							
建物再調達費	14,879	14,879	0							
費用合計	1,189,532	1,208,724	19,192							
収支差	0	-26,650	-26,650							

※ 実態調査額をベースとした令和5年(2023年)の推定収支については次ページ参照

参考－推定される収支について

事項 項目		審議会基準額 (R4)	実態調査結果	試算A	試算B	試算C	試算D
入浴料金収入		1,126,866	1,118,431	1,118,431	1,127,776	1,127,776	1,127,776
営業外収入		62,666	63,644	63,644	63,644	63,644	63,644
収益合計		1,189,532	1,182,075	1,182,075	1,191,420	1,191,420	1,191,420
人件費	事業主	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598
	従業員	221,435	222,072	222,072	229,334	229,334	229,334
用水費	上水道料	9,396	9,219	9,219	9,281	9,281	9,281
	下水道料	7,885	9,125	9,125	9,125	9,125	9,125
燃料費		164,419	164,631	169,170	169,170	169,170	168,885
光熱費		110,043	112,803	112,803	107,163	112,803	112,803
消耗品費		23,601	27,158	27,158	26,238	27,619	27,619
修繕料		20,035	23,916	23,916	23,107	24,323	24,323
借損料		13,431	13,706	13,706	13,706	13,706	13,706
備品費		8,158	9,952	9,952	9,615	10,122	10,122
保険料等		12,478	12,697	12,697	12,697	12,697	12,697
旅費及び交通費		544	1,015	1,015	964	1,015	1,015
会費及び交際費		13,583	15,271	15,271	14,507	15,271	15,271
減価償却費		31,079	33,524	33,524	33,524	33,524	33,524
公租公課		9,872	43,243	43,243	43,243	43,243	43,243
支払利子		46,995	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894
その他諸経費		46,995	53,032	53,032	51,236	53,933	53,933
計		9,872	1,152,856	1,157,395	1,154,403	1,166,657	1,166,372
資本報酬		40,989	40,989	40,029	40,029	40,029	40,029
建物再調達費		14,879	14,879	15,955	15,955	15,955	15,955
費用合計		1,189,532	1,208,724	1,213,379	1,210,387	1,222,641	1,222,356
収支差		0	-26,650	-31,304	-18,967	-31,221	-30,936

★収支算出方法

	収入	支出	(重油・灯油価格)
試算A	実態調査額(書面)	燃料費のみ審議会計算で算出	直近3ヶ月
試算B	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算	直近3ヶ月
試算C	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算(ただし、経費-5%を除く)	直近3ヶ月
試算D	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算(ただし、経費-5%を除く)	直近1ヶ月

○収入計算(試算B、C、D)

	1日平均	営業日数	入浴料金	収入
大人	89.9	26	480	1,121,952
中人	1.2	26	140	4,368
小人	0.8	26	70	1,456
入浴料金収入				1,127,776
営業外収入				63,644
収入合計				1,191,420

○支出(試算A、B、C、D)

項目			基本額	係数1	係数2	係数3	試算A	試算B	試算C	試算D
人件費	事業主	審議会基準額	389,598				389,598	389,598	389,598	389,598
	従業員	実態調査額×賃上げ率3.27%(R5年4月)	222,072	1.0327			222,072	229,334	229,334	229,334
用水費	上水道料	実態調査額×平均上昇率0.67%(直近:H29~R3)	9,219	1.0067			9,219	9,281	9,281	9,281
	下水道料	実態調査額	9,125				9,125	9,125	9,125	9,125
燃料費	重油	実態調査使用量×R5平均単価(直近3ヶ月)	601	105.74	105.24		63,550	63,550	63,550	63,249
	ガス	実態調査学	20,825				20,825	20,825	20,825	20,825
	灯油	実態調査使用量×R5平均単価(直近3ヶ月)	92	113.77	113.94		10,467	10,467	10,467	10,482
	廃油	実態調査額	71,232				71,232	71,232	71,232	71,232
	廃材	実態調査額	3,096				3,096	3,096	3,096	3,096
	その他	実態調査額	0				0	0	0	0
	計						169,170	169,170	169,170	168,885
光熱費	[実態調査額]×95%		112,803		0.95	112,803	107,163	112,803	112,803	
消耗品費	実態調査額×物価上昇率1.7%×95%		27,158	1.017		0.95	27,158	26,238	27,619	
修繕料	実態調査額×物価上昇率1.7%×95%		23,916	1.017		0.95	23,916	23,107	24,323	
借損料	実態調査額		13,706				13,706	13,706	13,706	
備品費	実態調査額×物価上昇率1.7%×95%		9,952	1.017		0.95	9,952	9,615	10,122	
保険料等	実態調査額		12,697				12,697	12,697	12,697	
旅費及び交通費	実態調査額×95%		1,015		0.95	1,015	964	1,015	1,015	
会費及び交際費	実態調査額×95%		15,271		0.95	15,271	14,507	15,271	15,271	
減価償却費	実態調査額		33,524				33,524	33,524	33,524	
公租公課	実態調査額		43,243				43,243	43,243	43,243	
支払利子	実態調査額		11,894				11,894	11,894	11,894	
その他諸経費	実態調査額×物価上昇率1.7%×95%		53,032	1.017		0.95	53,032	51,236	53,933	
資本報酬	審議会基準額		40,029				40,029	40,029	40,029	
建物再調達費	審議会基準額		15,955				15,955	15,955	15,955	
支出合計							1,213,379	1,210,387	1,222,641	1,222,356

(2) 入浴料金収入及び営業費用、一日平均入浴客数

番号	入浴料金収入及び 営業費用（事業主報酬除く）			一日平均入浴客数(人)			
	入浴料金収入 (A)	営業費用(B)	差額(A-B)	大人	中人	小人	合計
1	988,124	656,448	331,677	64.1	1.0	1.0	66.1
2	688,208	391,211	296,997	54.6	0.3	0.0	54.9
3	1,009,856	890,196	119,660	65.1	0.7	0.4	66.2
4	1,771,927	979,063	792,864	144.9	4.3	2.3	151.5
5	928,233	742,505	185,727	91.4	1.1	0.9	93.4
6	876,484	612,288	264,196	79.8	1.6	0.9	82.2
7	846,248	620,462	225,787	48.3	1.1	0.1	49.6
8	901,492	470,375	431,117	64.1	2.4	1.4	67.9
9	805,354	503,062	302,292	65.1	0.6	0.3	66.0
10	1,153,811	848,509	305,303	106.1	0.2	1.2	107.4
11	1,259,168	630,267	628,901	110.8	1.3	0.5	112.6
12	720,357	504,849	215,508	45.2	0.5	0.8	46.5
13	1,627,995	1,163,572	464,423	132.3	2.5	0.3	135.1
14	1,334,759	962,517	372,243	119.7	0.8	0.2	120.7
15	1,817,143	943,261	873,881	121.8	0.3	0.0	122.1
16	868,843	669,420	199,424	64.1	0.4	0.1	64.6
17	1,009,663	807,591	202,072	106.1	1.3	2.0	109.4
18	1,524,085	978,708	545,377	134.4	1.7	1.6	137.7
平均	1,118,431	743,017	375,414	89.9	1.2	0.8	91.9

(3)月間営業費用内訳表(事業主報酬を除く)

施設別 項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	平均
	1 人件費	47,900	117,000	286,898	347,013	302,930	160,000	150,000	50,000	95,245	256,000	224,526	90,104	380,969	337,970	180,564	232,444	130,000	607,750	222,072
	2 用水費	4,081	5,277	3,980	6,101	2,527	14,727	2,014	17,536	1,174	26,960	21,227	5,364	48,831	96,759	7,689	42,694	2,244	21,035	18,344
営 内	上水	726	2,130	1,201	726	2,527	5,019	1,452	12,510	0	26,960	11,949	913	40,933	9,873	2,854	24,061	1,203	20,921	9,219
	下水	3,355	3,147	2,779	5,375	0	9,708	562	5,026	1,174	0	9,278	4,451	7,898	86,886	4,835	18,633	1,041	114	9,125
	3 燃料費	250,833	105,833	328,676	109,645	139,253	30,523	248,986	118,215	120,000	184,539	30,917	37,507	412,467	141,000	161,163	55,719	185,874	4,147	164,631
	4 光熱費	106,167	51,972	109,306	165,449	89,677	158,542	80,257	69,471	92,645	143,798	86,922	140,797	72,822	121,260	139,773	170,212	152,316	79,086	112,803
業	5 消耗品費	19,904	21,598	8,375	22,143	38,843	31,346	11,473	10,778	22,915	79,414	29,121	27,297	20,251	18,902	71,209	17,751	18,540	16,887	27,158
	6 修繕料	42,574	3,467	4,749	73,646	3,317	4,234	4,474	5,454	63,652	5,775	45,529	34,859	25,066	1,201	40,749	32,243	8,225	23,372	23,916
	7 借損料	27,000	0	45,000	112,500	0	0	0	0	0	0	34,200	0	0	10,970	17,045	0	0	0	13,706
	8 備品費	9,375	7,394	0	10,917	7,033	3,750	617	0	10,948	33,106	0	3,925	36,507	0	36,105	702	3,907	14,742	9,952
費	9 保険料	8,838	5,159	1,298	8,408	10,922	14,768	8,025	24,575	8,588	20,334	21,851	18,475	14,479	5,252	16,340	7,185	25,465	8,591	12,697
	10 旅費交通費	0	0	0	5,175	6,216	0	0	0	0	0	5,503	298	333	0	0	0	0	750	1,015
	11 会費交際費	18,330	11,970	12,970	12,704	32,054	24,385	11,970	20,004	13,619	12,777	12,212	21,831	15,929	14,068	9,738	10,022	10,839	9,455	15,271
	12 減価償却費	0	21,072	25,915	0	27,079	37,794	0	32,466	34,738	0	0	0	52,965	76,910	89,098	49,184	48,106	56,083	33,524
用	13 公租公課	71,075	5,316	6,325	0	39,517	56,686	10,900	96,456	9,255	55,900	84,000	19,083	18,983	66,589	67,558	15,075	57,766	97,886	43,243
	14 支払利子	0	2,149	2,503	6,900	4,844	42,105	42,105	0	2,625	3,766	19,840	40,788	0	46,448	0	0	24	0	11,894
	15 その他諸経費	50,370	33,004	54,202	98,461	38,293	33,429	49,641	25,420	27,659	26,139	14,418	64,521	63,970	25,188	106,231	36,189	164,285	38,924	53,032
	合計	656,448	391,211	890,196	979,063	742,505	612,288	620,462	470,375	503,062	848,509	630,267	504,849	1,163,572	962,517	943,261	669,420	807,591	978,708	743,017

ア 燃料費

番号	A重油			ガス			灯油			廃油			廃材			施設別 平均月額
	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	回数	単価	平均月額	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,733	44	250,833	0	0	0	250,833
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,117	50	105,833	0	0	0	105,833
3	2,980	96	287,481	134	308	41,195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	328,676
4	0	0	0	0	0	0	657	106	69,978	7,933	5	39,667	0	0	0	109,645
5	1,134	92	104,694	120	288	34,559	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139,253
6	167	92	15,333	0	0	0	2	114	189	0	0	0	4	3,750	15,000	30,523
7	0	0	0	797	308	245,476	0	0	0	0	0	0	6	585	3,510	248,986
8	980	105	102,900	0	0	0	133	115	15,315	0	0	0	0	0	0	118,215
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	40	120,000	0	0	0	120,000
10	0	0	0	0	0	0	220	115	25,319	1,676	95	159,220	0	0	0	184,539
11	0	0	0	0	0	0	44	115	5,077	272	95	25,840	0	0	0	30,917
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	655	50	32,757	10	475	4,750	37,507
13	3,563	105	374,063	0	0	0	305	126	38,405	0	0	0	0	0	0	412,467
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,820	50	141,000	0	0	0	141,000
15	0	0	0	484	323	156,413	0	0	0	0	0	0	15	317	4,750	161,163
16	483	97	46,803	0	0	0	20	114	2,286	0	0	0	12	553	6,630	55,719
17	1,515	100	151,470	0	0	0	289	119	34,404	0	0	0	0	0	0	185,874
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	518	4,147	4,147
平均	601	98	58,898	85	245	20,825	92	115	10,580	1,344	53	71,232	3	1,032	3,096	164,631

イ 消耗品費

品名	年額（平均）	例
掃除用具	28,475	竹ぼうき・庭ぼうき・判り・座敷ぼうき等
事務用品	14,094	文房具
衛生用品	43,275	トイレットペーパー、ティッシュ等
化粧用品	4,971	石鹸、シャンプー、リンス等
作業着	7,885	つなぎ、軍手、長靴
消火器	0	
洗剤類	25,877	磨粉・粉石けん・洗剤
計器類	3,987	温度計、水位計、寒暖計
かご	210	
ござ・マット	21,587	
照明器具	4,830	電球・蛍光灯
殺虫剤	901	
消毒剤	27,743	さらし粉、次亜塩素酸Na溶液、アルコール
ろ過用材	931	けい藻土・ろ過剤・硫酸ばん土
錆缶材	0	
入浴剤	67,431	
電子機器	6,225	
すのこ	1,590	
防犯関係装置	10,182	
高齢者等に配慮した物品	530	杖・シャワーチェア・滑り止めマット
その他（以下に記載）	55,169	
合計	325,893	

ウ 修繕料

品名	年額（平均）
内釜	761
元釜	1,139
バーナー	14,831
温水器	385
温度調節器	1,176
ろ過器	18,639
廃油燃焼器	9,574
煙突	0
塩素滅菌器	0
水配管関連部品	28,739
施設内装	10,545
シャワー	2,940
カラン	2,182
ポンプ	33,311
家具	234
建具	342
電化製品	31,303
電気配線	13,112
トイレ	436
水・重油タンク	4,620
自動車	6,646
畳表替	0
火災報知器	3,572
高齢者等に配慮した器具等の修繕	0
その他（以下に記載）	102,507
合計	286,994

エ 備品費

品名	年額（平均）
電化製品（テレビ、パソコン、冷蔵庫等）	22,124
照明器具	8,104
掃除用器具	484
時計	0
ドライヤー	1,133
工具	1,657
家具（イス、テーブル等）	6,417
暖房器具	1,091
消火器	1,250
鏡	0
防犯関係機材	3,867
あんま・マッサージ器	3,064
展示物	0
高齢者等に配慮した備品	0
その他（以下に記載）	70,238
合計	119,428

オ 会費及び交際費

区分	年額（平均）
(1) 公衆浴場組合費	128,359
(2) 町内会費	417
(3) 商工会費	2,972
(4) 防犯協会費	167
(5) 食品衛生協会費	1,194
(6) 青色申告会費	167
(7) その他会費	46,618
(8) 交際費	3,363
合計	183,257

カ 公租公課

区分	年額（平均）
(1) 事業税	33,606
(2) 固定資産税	156,890
(3) 都市計画税	13,276
(4) 自動車税	21,618
(5) 軽自動車税	3,628
(6) 消費税	289,901
合計	518,918

キ 減価償却費

品名	年額（平均）
(1) 家屋	3,625
(2) 元釜	41,213
(3) 重油バーナー	1,264
(4) ろ過機	6,134
(5) 滅菌機	2,420
(6) 温水器	23,423
(7) 元釜槽	0
(8) 暖房機	4,921
(9) 水槽	767
(10) 浴槽	0
(11) タイル	1,932
(12) 配管カラン	8,767
(13) 煙突	11,178
(14) 井戸ポンプ	10,755
(15) 火災報知器	6,601
(16) モーター	2,424
(17) 貯湯槽	16,265
(18) 自動車	42,465
(19) 温度調節器	821
(20) 超音波装置	13,199
(21) 内釜	38,763
(22) 自動販売機	176
(23) ラドン設備	0
(24) 脱衣場ロッカー	9,122
(25) 電気浴機	0
(26) 高齢者向け配慮物品	0
(27) サウナ他	156,054
合計	402,289

ク 借入・支払利子

区分	金額
(1) 借り入れ件数	1
(2) 借入残高	7,417,995
(3) 支払利子 年額	142,732
平均月額	11,894

ケ その他諸経費

区 分	年額（平均）	備 考
物品仕入	264,368	
除雪費	3,029	
経理関係費	143,975	
通信費	38,532	
広告宣伝費	11,633	
自動車関係費	2,888	
駐車場使用料	263	
検査料	9,303	
清掃関係費	119,930	
新聞・雑誌購読料	11,137	
機械器具リース料	4,825	
厚生費	1,215	
その他（以下に記載）	25,282	
合計	636,379	

(5) 資本及び建物の価格

番 号	資本額	建物の価格
1	55,494,171	1
2	-5,510,723	1
3	3,956,708	4,548,828
4	-23,050,430	0
5	4,813,116	6,283,967
6	-3,194,087	545,900
7	-9,611,746	7,757,932
8	40,332,343	20,077,977
9	17,899,750	0
10	0	1,873,502
11	-17,640,000	2,400,000
12	-13,593,297	12,639,046
13	8,622,860	4,235,969
14	1,254,011	1
15	1,893,195	135,849
16	0	0
17	-7,599,821	1,708,796
18	32,925,218	1,160,136
計	86,991,268	63,367,905

(6) 営業外収入 (年額)

番号	飲食物販売	物品販売	ドライヤー使用料	あんま器使用料	公的助成費	利息・配当金等	その他
	(ジュース、牛乳、アイス等)	(石鹸、シャンプー、タオル等)					
1	206,179	11,970	0	0	43,560	0	20,000
2	204,372	12,460	0	0	43,560	0	20,000
3	361,200	28,571	34,748	34,741	43,560	0	138,419
4	859,376	374,805	0	0	25,000	0	131,936
5	389,075	11,164	11,116	0	0	0	78,600
6	595,677	117,790	120,957	13,439	0	0	375,620
7	31,243	2,800	0	0	0	0	0
8	0	3,000	0	0	73,077	0	94,597
9	304,276	11,004	0	0	426,667	0	64,800
10	195,506	0	0	0	153,392	0	0
11	551,537	0	0	61,950	426,667	0	627,200
12	908,748	0	0	0	124,587	0	167,960
13	721,924	57,390	0	21,210	200,000	0	27,518
14	648,610	0	0	0	0	160	22,000
15	931,546	250,920	52,290	0	0	0	0
16	30,000	0	0	0	0	1,435	903,640
17	84,500	19,301	0	0	562,000	0	22,000
18	111,818	57,446	4,158	0	322,000	0	0
平均	396,421	53,256	12,404	7,296	135,781	88	149,682

A 重油 価格 表

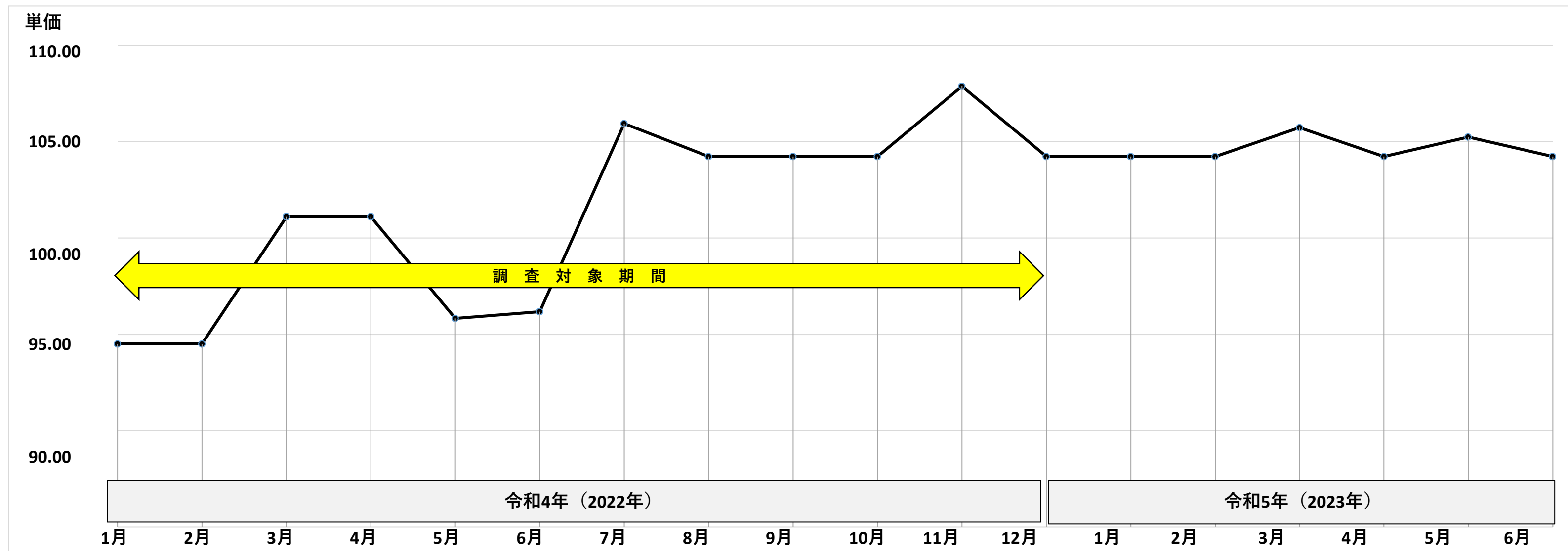
北 海 道 保 健 福 祉 部

A 重油 価格表

(北海道公衆浴場業生活衛生同業組合)

(円)

年月 支部・ 組合名	令和4年												令和5年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
札幌	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90
小樽	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90
函館	101.20	101.20	107.80	107.80	101.20	101.20	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90
室蘭	80.96	80.96	87.56	87.56	87.56	80.96	80.98	80.96	80.96	80.96	102.82	80.96	80.96	80.96	89.96	80.96	86.96	80.96
苫小牧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩見沢	100.10	100.10	106.70	106.70	99.50	99.50	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10	111.10
滝川	106.50	112.50	115.50	112.20	-	-	111.00	113.00	106.00	106.00	106.00	108.00	108.00	108.00	108.50	110.00		
旭川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稚内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
網走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90
根室	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90	108.90
帯広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
留萌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	94.51	94.51	101.11	101.11	95.83	96.18	105.95	104.24	104.24	104.24	107.89	104.24	104.24	104.24	105.74	104.24	105.24	104.24



全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表
及び
北海道入浴料金の推移

北海道保健福祉部

全国公衆浴場入浴料金統制額一覽表 (R5. 7. 1時点)

都道府県	施行年月日	入浴料金				改定前料金	備考
		大人	中人	小人	洗髪		
北海道	R4. 10. 1	480	140	70	0	大人450、中人140、小人70	前料金 R1. 10. 1
青森	R5. 4. 10	480	170	80	0	大人450、中人150、小人60	前料金 H28. 3. 1
岩手	H27. 1. 1	430	150	70	0	大人390、中人150、小人70	前料金 H18. 10. 15
宮城	R5. 1. 1	480	160	90	0	大人440、中人140、小人80	前料金 H27. 4. 1
秋田	H31. 1. 1	460	130	90	0	大人360、中人130、小人90	前料金 H12. 4. 1
山形	H7. 4. 1	300	120	80	0	大人250、中人100、小人60、洗髪50	前料金 H4. 7. 1
福島	H30. 4. 1	450	150	90	0	大人400、中人150、小人90	前料金 H19. 9. 1
茨城	H10. 3. 1	350	130	70	0	大人300	前料金 H5. 3. 30
栃木	R5. 2. 15	460	200	100	0	大人420、中人180、小人90	前料金 H26. 7. 15
群馬	H26. 9. 1	400	180	80	0	大人360、中人150、小人70	前料金 H9. 12. 1
埼玉	R4. 10. 1	480	180	70	0	大人450、中人180、小人70	前料金 R2. 4. 1
千葉	R4. 9. 15	480	170	70	0	大人450、中人170、小人70	前料金 R1. 10. 1
東京	R5. 7. 1	520	200	100	0	大人500、中人200、小人100	前料金 R4. 7. 15
神奈川	R4. 9. 1	500	200	100	0	大人490、中人200、小人100	前料金 R2. 9. 1
新潟	R5. 1. 1	480	150	70	0	大人440、中人150、小人70	前料金 R2. 4. 1
富山	R5. 4. 1	470	150	70	0	大人440、中人140、小人60	前料金 R1. 10. 1
石川	R5. 4. 1	490	130	50	0	大人460、中人130、小人50	前料金 R2. 3. 1
福井	H26. 11. 20	430	150	60	0	大人400、中人120、小人60	前料金 H20. 10. 1
山梨	R1. 12. 1	430	170	70	0	大人400、中人170、小人70	前料金 H21. 2. 1
長野	R5. 4. 1	440	150	70	0	大人400、中人150、小人70	前料金 H26. 3. 1
岐阜	R5. 4. 1	500	180	100	0	大人460、中人160、小人80	前料金 R1. 10. 1
静岡	R1. 10. 1	450	180	90	0	大人400、中人160、小人80	前料金 H26. 4. 1
愛知	R5. 4. 1	500	180	100	0	大人460、中人150、小人70	前料金 R4. 4. 1
三重	R5. 4. 1	470	150	70	0	大人440、中人150、小人70	前料金 R3. 1. 1
滋賀	R2. 5. 1	450	150	100	0	大人430、中人150、小人100	前料金 H26. 9. 1
京都	R4. 10. 1	490	150	60	0	大人450、中人150、小人60	前料金 R1. 10. 1
大阪	R3. 8. 25	490	200	100	0	大人450、中人150、小人60	前料金 R1. 10. 1
兵庫	R5. 2. 1	490	180	80	0	大人450、中人160、小人60	前料金 R1. 10. 1
奈良	R1. 10. 1	440	160	80	0	大人420、中人150、小人80	前料金 H26. 4. 1
和歌山	R1. 10. 1	440	150	80	0	大人420、中人140、小人80	前料金 H21. 2. 1
鳥取	R3. 4. 1	450	150	80	0	大人400、中人150、小人80	前料金 H26. 4. 21
島根	R5. 5. 1	430	160	90	0	大人350、中人130、小人70	前料金 H17. 9. 6
岡山	R4. 12. 1	450	200	100	0	大人430、中人160、小人70	前料金 R1. 10. 1
広島	R4. 11. 1	480	200	100	0	大人450、中人200、小人100	前料金 R1. 10. 1
山口	H27. 4. 10	420	150	80	0	大人390、中人150、小人80	前料金 H20. 6. 23
香川	H27. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 H20. 10. 1
愛媛	R5. 4. 1	450	150	60	0	大人400、中人150、小人60	前料金 H26. 9. 1
徳島	R5. 1. 1	450	150	70	0	大人400、中人150、小人70	前料金 H26. 12. 1
高知	H26. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 H20. 7. 15
福岡	R5. 4. 1	480	200	100	0	大人450、中人180、小人70	前料金 R1. 10. 1
長崎	R5. 4. 1	400	150	80	0	大人350、中人150、小人80	前料金 H19. 3. 15
佐賀	H8. 2. 15	280	130	80	50	大人230、中人100、小人50	前料金 H2. 3. 1
大分	R4. 12. 27	430	160	80	0	大人380、中人150、小人70	前料金 H19. 1. 12
熊本	R4. 11. 1	450	150	80	0	大人400、中人150、小人80	前料金 H26. 12. 1
宮崎	H20. 2. 1	350	130	60	0	大人300、中人130、小人60	前料金 H5. 4. 1
鹿児島	H24. 10. 1	390	150	80	0	大人360、中人140、小人80	前料金 H18. 6. 20
沖縄	H18. 2. 11	370	170	100	0	大人200、中人100、小人70、洗髪30	前料金 S55. 11. 4
中央値		450	150	80	0		

※料金別内訳

大人	
520	1
500	3
490	4
480	8
470	2
460	2
450	8
440	3
430	5
420	1
400	4
390	1
370	1
350	2
300	1
280	1
計	47

中人	
200	7
190	0
180	6
170	4
160	4
150	19
140	1
130	5
120	1
計	47

小人	
100	11
90	5
80	13
70	11
60	6
50	1
計	47

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備 考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			()は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6～12歳 小人：6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		()は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			
令和元. 10. 1	450	140	70			
04. 10. 1	480	140	70			

令和 4 年度答申書の写し

北 海 道 保 健 福 祉 部



答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和4年（2022年）8月25日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 今村 聡



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和4年（2022年）7月15日付け食衛第449号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	480円	450円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

近年では、自家風呂の普及や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、世界的な原油の高騰等により、燃料費はもちろん、光熱費や消耗品の値上げ、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスや憩いの場を提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境等をかんがみた結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格の高騰による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、経営努力により営業経費を節減していくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を450円から480円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持している。また、世代をこえた交流の場、地域住民の憩いの場として、コロナ禍にあっても、感染症対策を講じながら、地域に密着した営業を継続し、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPRや新たな利用者拡大に向けた取り組みを検討するなど、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、業界団体と密に情報を共有し、効果的な施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

事項		実態調査結果 (令和4年5月)	推定	備考																									
項目																													
収入	浴料金収入	1,053,565	1,126,866	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>89.9</td> <td>26</td> <td>480</td> <td>1,121,952</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>1.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>3,640</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>0.7</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>1,274</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91.6</td> <td></td> <td></td> <td>1,126,866</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	89.9	26	480	1,121,952	中人	1.0	26	140	3,640	小人	0.7	26	70	1,274	計	91.6			1,126,866
				項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額																					
				大人	89.9	26	480	1,121,952																					
				中人	1.0	26	140	3,640																					
				小人	0.7	26	70	1,274																					
計	91.6			1,126,866																									
益	営業外	59,196	62,666	実態調査額+3,470円(経営努力)																									
収	合	1,112,761	1,189,532																										
業	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																								
		従業員	217,734	221,435	実態調査額×R4賃上げ率(101.7%)																								
	用水費	上水道料	9,340	9,396	実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)																								
		下水道料	7,885	7,885	実態調査額																								
	燃料費	139,328	164,419	○重油、灯油：実態調査使用量×R4平均単価(3ヶ月) 重油：87,118円(879L×99.11円) 灯油：7,761円(65L×119.4円) ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額 [12,900円(ガス)+53,754円(廃油)+780円(廃材)+2,106円(その他)]																									
	光熱費	102,139	110,043	(実態調査額+燃料費調整額)×95%(経営努力)																									
	消耗品費	24,622	23,601	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	修繕料	20,902	20,035	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	借損料	13,431	13,431	実態調査額																									
	備品費	8,511	8,158	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	保険料等	12,478	12,478	実態調査額																									
	旅費及び交通費	573	544	実態調査額×95%(経営努力)																									
	会費及び交際費	14,298	13,583	実態調査額×95%(経営努力)																									
	減価償却費	31,079	31,079	実態調査額																									
	用	公租公課	51,112	51,112	実態調査額																								
支払利子		9,872	9,872	実態調査額																									
その他諸経費		49,028	46,995	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
計		1,101,930	1,133,664																										
資本報酬	40,029	40,989	自己資本×10%																										
建物再調達費	15,955	14,879	建物評価額×5%																										
費用合計	1,157,914	1,189,532																											
収支差	-45,153	0																											

参 考 資 料

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書
- 平成26年7月18日付け答申書
- 令和元年8月9日付け答申書

関係法令（抜粋）

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 （略）

3 （略）

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

第4項 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

【改正前】

第11条 左の各号に掲げる主務大臣の職権は、主務大臣において地方行政機関の長又は都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、それぞれ地方行政機関又は都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第4条の規定による指定
- 三 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

○国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）

附 則

第4条 この法律の施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第四条及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。
この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

平成元年7月31日

北海道知事 横路孝弘様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 菅原秀人

公衆浴場入浴料金に関する答申について

平成元年6月2日食品第174号をもって諮問のあった公衆浴場入浴料金の統制額については、慎重に審議した結果、次のとおり改定することを適当と認め、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	280円	260円
中人（6歳以上12歳未満の者）	120円	120円
小人（6歳未満の者）	60円	60円

道内の公衆浴場をとりまく環境は、近年、転・廃業の進行、利用客の横ばい、専業浴場の経営難等極めて厳しい状況にある。

本審議会は、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が快適で清潔なサービスを供給できるよう、公衆浴場経営実態調査に基づき、適正な入浴料金の算定について審議し、本年は入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

また、本年度から実施される消費税については、営業費用のうち用水費、燃料費、光熱費、備品・消耗品費等課税対象品目について、消費税相当額を加算し、浴場業界の経営努力のもとに料金に与える影響が最小限となるよう努めた。

その結果、入浴料金は、大人料金のみを現行の 260円から 280円に改定し、中人、小人入浴料金は現行どおり 120円、60円に据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場の社会的使命及び厳しい経営環境を十分認識し、利用者の利便の確保及び経営の安定を図るため、次のことについて努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、公衆浴場の経営安定及び確保について、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。

- 2 公衆浴場が地域に密着した施設であることに鑑み、客数が基準を下回る公衆浴場で地域住民に欠くことのできない施設については、特に、市町村と連携を密にし、その維持運営が図られるよう引き続き必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場業界に対し、公衆浴場の経営安定を図るために、経営の近代化、多角化を一層推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場業界に対し、入浴利用客数が横ばい状況にあることに鑑み、自家風呂利用者をも誘引できるよう、更にサービス、施設等の改善、公衆浴場のPR等、業界あげて需要喚起を図るよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

科目		項目	実態調査結果	推定	摘要																														
収	入浴料金収入		円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均入浴 客数</th> <th>1ヶ月平均営業日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>日</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>109.3</td> <td>26.0</td> <td>280</td> <td>795,704</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>12.1</td> <td>26.0</td> <td>120</td> <td>37,752</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>5.3</td> <td>26.0</td> <td>60</td> <td>8,268</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126.7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>841,724</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均入浴 客数	1ヶ月平均営業日数	入浴 料金	収入額		人	日	円	円	大人	109.3	26.0	280	795,704	中人	12.1	26.0	120	37,752	小人	5.3	26.0	60	8,268	計	126.7	-	-	841,724
		項目 区分	1日平均入浴 客数	1ヶ月平均営業日数	入浴 料金	収入額																													
			人	日	円	円																													
		大人	109.3	26.0	280	795,704																													
		中人	12.1	26.0	120	37,752																													
小人	5.3	26.0	60	8,268																															
計	126.7	-	-	841,724																															
営業外収入		26,829	26,829																																
収益合計			741,123	868,553																															
業	人件費		431,354	493,076	公労委の仲裁裁定ベースアップ率などを考慮																														
	用水費	上水道料	14,500	15,578	推定 4.3%増 + 3%増																														
		下水道料	2,930	3,102	推定 2.8%増 + 3%増																														
	燃料費		84,523	85,138	1 重油～実勢価格で算定 2 廃油～実態調査の額 3 廃材～実態調査の額×ベア率																														
	光熱費		38,465	36,976	値下げ、電気税廃止分減 + 3%増																														
	消耗品費		14,803	15,369	推定 0.8%増 + 3%増																														
	修繕費		23,579	24,481	推定 0.8%増 + 3%増																														
	借損費		4,376	4,376																															
	備品費		3,929	4,047	+ 3%増																														
	火災保険料		8,943	8,943																															
減価償却費		69,551	69,551																																
用	公租公課		8,882	9,056	上昇見込み額上積み																														
	旅費及び交通費		1,760	1,813	+ 3%増																														
	会費及び交際費		12,685	12,685																															

営業費用	支 払 利 子	14,826	14,826	
	その他の諸経費	14,715	15,298	+ 3%増+20円
	計	749,821	814,315	
	資 本 報 酬	37,248	43,790	自己資本の10%
	建物再調達費	6,982	10,448	建物評価額の 5%
	費 用 合 計	794,051	868,553	
	収 支 差	△52,928	0	

平成9年6月9日

北海道知事 堀 達 也 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 内 田 昌 利

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成9年5月8日に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり改定することが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	360円	340円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、自家風呂の普及等に伴う利用者の減少、営業費用の高騰、施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化や後継者不足等により転廃業が進み施設数は年々減少している。

公衆浴場は、住民の日常生活に欠くことのできない施設として公衆衛生の向上に寄与しており、近年は、住民のふれあいの場として、また、市町村の福祉事業として、高齢者を対象とした福祉入浴を実施するなど公衆浴場の役割が再認識されている。

本審議会は、こうした公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が、より清潔で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議するため、小委員会を設置し、調査検討した結果、本年は、入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

入浴料金は、大人料金を340円から360円に改定し、中人料金の140円及び小人料金の70円は、現行どおり据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場業界は、公衆浴場の振興のために、これまで施設・設備の近代化や経営の改善、入浴サービスの充実等に努めてきているところであるが、審議会としては、公衆浴場業界に対し、引き続き、経営の健全化に努めるとともに、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」を推進するよう求めることとした。

なお、これらのことが推進されるよう、北海道として、次の事項について、引き続き、努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆浴場の経営の安定とその確保を図るために、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。
- 2 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であることから、実態調査による1日平均入浴客数を下回る公衆浴場の維持運営が図られるよう、市町村と連携を図りながら必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場の経営の安定を図るため、公衆浴場業界に対し、経営の健全化に努めるとともに、多角化を推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場の活性化を図るため、公衆浴場業界に対し、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」をより一層推進するとともに、高齢者や子供等に配慮したサービスを積極的に行うよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位:円)

事項		実態調査結果 (平成8年1月~12月)	推定	備考																														
項目																																		
収入	入浴料金			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>19年平均入浴 回数(人)</th> <th>営業日数 (日)</th> <th>入浴総数 (人)</th> <th>月収入額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>人</td> <td>109.4</td> <td>26.0</td> <td>360</td> <td>1,023,984</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td>26.0</td> <td>140</td> <td>14,560</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>人</td> <td>2.4</td> <td>26.0</td> <td>70</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>115.8</td> <td>26.0</td> <td>-</td> <td>1,042,912</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984	中	人	4.0	26.0	140	14,560	小	人	2.4	26.0	70	4,368		計	115.8	26.0	-	1,042,912
	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)																												
	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984																												
中	人	4.0	26.0	140	14,560																													
小	人	2.4	26.0	70	4,368																													
	計	115.8	26.0	-	1,042,912																													
収入	営業外	958,936	1,042,912																															
益	収入	44,825	46,325	老人開放促進費補助金増額分																														
	収益合計	1,003,761	1,089,237																															
営業費用	人件費	572,484	609,193	国営4企業賃上げ率等																														
	賦課	上水道	16,228	16,725	1.1%増+消費税改定額																													
		下水道	2,909	2,965	消費税改定額																													
	燃料費	106,871	116,901	1 重油~実勢価格 2 廃材~1.6%増 3 廃油、灯油、ガス~消費税改定額																														
	光熱費	54,754	55,817	消費税改定額																														
	旅費・交通費	877	894	消費税改定額																														
	消耗品費	17,488	17,768	1.6%増																														
	修繕費	24,605	24,999	1.6%増																														
	備品費	7,985	8,113	1.6%増																														
	借損料	6,625	6,625																															
	保険料等	7,954	7,954																															
	会費・交際費	12,591	12,591																															
	減価償却費	79,389	79,389																															
	公租公課	17,387	17,387																															
	支払利子	24,641	24,641																															
その他諸経費	21,423	21,862	1.6%増																															
	計	974,211	1,023,824																															
	資本報酬	51,988	52,809	自己資本の10%																														
	建物再調達費	12,434	12,604	建物評価額の5%																														
	費用合計	1,038,633	1,089,237																															
	収支差	△ 34,872	0																															

平成17年8月22日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 高 木 裕 之

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成17年7月21日付け食品第345号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	380円	370円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなってきたという状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは利用者に多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場事業者の理解と一層の経営努力に期待し算定した経費のうち事業主の人件費及び資本報酬を据え置き、また営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を370円から380円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、住民の健康増進を推進するための取組を行っていくほか、中人、小人の入浴客数が極端に少ないという状況を勘案し、子供たちに入浴の楽しさを知ってもらい若年層の入浴需要を高め、また、主要な客層である高齢者向けのサービスを充実させる等、少子高齢化社会に対応すべく必要な方策について公衆浴場業界に検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に努めていくよう、引き続き所要の施策を講ずるよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

事項		実態調査結果 (平成17年5月)	推定	備考	
収 益	入浴料金収入	1,105,081	1,134,948	所要入浴料金収入増加額=推定営業費用合計-H17収益合計(実態調査) =1,195,408-1,161,523=33,885円 所要値上げ率=33,885/1,105,081=3.0663% 所要料金設定(大人)=370円(現行)×(1+所要値上げ率)=381.345円 ≒380円 推定入浴料金収入額(380円)=(1,105,081+33,885)×380/381.345 =1,134,948円	
	営業外収入	56,442	60,460	営業外収入：実態調査額+4,018(経営努力)	
	収益合計	1,161,523	1,195,408	所要入浴料金収入との差額=(1,105,081+33,885)-1,134,948=4,018円	
営 業 費 用	人件費	事業主	389,598	389,598	前回審議会基準額×賃上げ率(H14~H17)-18,959 (据え置き) [389,598×1.0127×1.0111×1.0118×1.0122-18,959]
		従業員	264,375	267,600	実態調査額×賃上げ率(平成17年分) [264,375×1.0122]
	用水費	上水道料	14,842	15,035	実態調査額×(1+平均上昇率1.3%)
		下水道料	3,703	3,703	実態調査額
	燃料費	127,978	151,814	○重油、灯油：H17平均価格 ○ガス、廃材：実態調査額 [2,801L×48.8+55L×58.93+6,262+5,622]	
	光熱費	63,832	55,128	実態調査額×(1+電気料金改定率：-4.04%)×90%(経営努力)	
	消耗品費	23,025	20,743	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	修繕料	27,418	24,701	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	借損料	31,232	31,232	実態調査額	
	備品費	3,319	2,990	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	保険料等	7,824	7,824	実態調査額	
	旅費及び交通費	654	589	実態調査額×90%(経営努力)	
	会費及び交際費	14,824	13,342	実態調査額×90%(経営努力)	
	減価償却費	72,092	72,092	実態調査額	
公租公課	20,979	20,979	実態調査額		
支払利子	14,445	14,445	実態調査額		
その他諸経費	35,688	32,152	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)		
計	1,115,828	1,123,967	—		
資本報酬	53,619	53,619	自己資本×10%-5,122 (据え置き)		
建物再調達費	12,992	17,822	建物評価額×5%		
費用合計	1,182,439	1,195,408	—		
収支差	-20,916	0	—		

平成20年7月18日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 高木 裕



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成20年6月20日付け食品第232号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	420円	390円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは、多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場事業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち事業主の人件費を据え置き、また営業経費及び資本報酬を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を390円から420円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客の減少傾向に対応し、その需要を高めるための方策をはじめ、一層の経費節減を図る上で有効と考えられる方策、原油価格高騰の長期化に対応し、代替燃料の導入促進や安定確保を図るための方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

また、道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進についても配慮するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成20年5月)	推定	備考																									
収入	入浴料金 収入		1,075,779	1,162,434	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>105.6</td> <td>26</td> <td>420</td> <td>1,153,152</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,280</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.1</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,002</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108.7</td> <td></td> <td></td> <td>1,162,434</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	105.6	26	420	1,153,152	中人	2.0	26	140	7,280	小人	1.1	26	70	2,002	計	108.7			1,162,434
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数		入浴 料金	収入 金額																							
		大人	105.6	26		420	1,153,152																							
中人	2.0	26	140	7,280																										
小人	1.1	26	70	2,002																										
計	108.7			1,162,434																										
益	営業外 収入		57,219	61,227	実態調査額+4,008円(経営努力)																									
	収益 合計		1,132,998	1,223,661																										
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額×賃上げ率(H18~H20)-13,596円(据え置き) [389,598円×1.0120×1.0110×1.0115-13,596円]																									
		従業員	258,579	261,553	実態調査額×賃上げ率(H20) [258,579円×1.0115]																									
	用水費	上水道料	15,442	15,643	実態調査額×(1+平均上昇率:1.3%)																									
		下水道料	5,364	5,364	実態調査額																									
	燃料費		177,682	232,799	○重油、灯油：H20平均価格(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額 [2,202L×94.75円(重油)+31.1L×98.1円(灯油)+9,575円(ガス)+7,355円(廃油)+4,178円(廃材)]																									
	光熱費		59,426	55,177	(実態調査額+燃料費調整額)×90%(経営努力)																									
	消耗品費		15,145	13,671	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	修繕料		20,463	18,472	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	借損料		12,050	12,050	実態調査額																									
	備品費		2,656	2,398	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	保険料等		7,045	7,045	実態調査額																									
	旅費及び交通費		457	411	実態調査額×90%(経営努力)																									
	会費及び交際費		12,718	11,446	実態調査額×90%(経営努力)																									
	減価償却費		55,591	55,591	実態調査額																									
	公租公課		38,606	38,606	実態調査額																									
支払利子		10,527	10,527	実態調査額																										
その他諸経費		32,682	29,502	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																										
	計		1,114,031	1,159,853																										
	資本報酬		53,619	47,555	自己資本×10%×90%(削減)																									
	建物再調達費		17,822	16,253	建物評価額×5%																									
	費用合計		1,185,472	1,223,661																										
	収支差		-52,474	0																										



答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会



平成26年7月18日

北海道知事 高橋はるみ様

北海道公衆浴場入浴料金審議

会長 今村



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成26年6月20日付け食衛第323号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	440円	420円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、原油価格の高止まり、さらには、本年4月に施行された消費税率の引き上げにより、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であることから、入浴料金の大幅な値上げにより利用者に多大な負担増加を強いることのないよう、公衆浴場営業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち、事業主の人件費を据え置き、また、営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は、大人料金を420円から440円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、燃料費が増加し更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合、また、消費税率がさらに引き上げられることとなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与するとともに、交流の場ともなっており、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることから、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、地方公共団体に対しては、健康増進等のため公衆浴場の活用について適切な配慮をすること、公衆浴場経営者に対しては、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客数の減少傾向に対しては、サービス内容のPR等、入浴需要を高めるための方策について、原油価格の高止まりに対しては、代替燃料の安定確保と活用を進める方策について、その他、一層の経費節減を図る方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進について今後とも配意するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成26年5月)	推 定	備 考																									
収入	入浴料金 収入		1,001,025	1,062,308	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>92.0</td> <td>26</td> <td>440</td> <td>1,052,480</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.1</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,644</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.2</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,184</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>95.3</td> <td></td> <td></td> <td>1,062,308</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	92.0	26	440	1,052,480	中人	2.1	26	140	7,644	小人	1.2	26	70	2,184	計	95.3			1,062,308
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額																								
大人	92.0	26	440	1,052,480																										
中人	2.1	26	140	7,644																										
小人	1.2	26	70	2,184																										
計	95.3			1,062,308																										
益	営業外 収入		62,523	65,107	実態調査額+2,584円(経営努力)																									
益	収 合	益 計	1,063,548	1,127,415																										
業 費	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従業員	235,133	239,271	実態調査額×(1+H26賃上げ率：1.76%)																									
	用水費	上水道料	10,397	10,758	実態調査額×(1+平均上昇率：0.6%)×消費税加算分																									
		下水道料	5,571	5,730	実態調査額×消費税加算分																									
	燃料費		133,916	144,703	○重油、灯油：実態調査使用量×H26平均単価(3ヶ月) [1,000.3L×99.73円(重油)+45.0L×105.33円(灯油)] ○ガス、廃油、廃材：実態調査額×消費税加算分 [7,313円(ガス)+27,371円(廃油)+5,519円(廃材)]																									
	光熱費		65,868	65,319	(実態調査額+燃料費調整額：979円)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	消耗品費		17,761	17,564	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	修繕料		18,074	17,872	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	借損料		8,600	8,600	実態調査額																									
	備品費		3,938	3,894	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	保険料等		5,962	5,962	実態調査額																									
	旅費及び交通費		560	547	実態調査額×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	会費及び交際費		14,082	13,378	実態調査額×95%(経営努力)																									
	減価償却費		63,423	63,423	実態調査額																									
用	公租公課		34,078	35,773	○消費税以外：実態調査額 [17,320円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合 [{1,062,308円×8/108×(1-0.5)} ×0.469]																									
	支払利子		9,344	9,344	実態調査額																									
	その他諸経費		34,499	34,115	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	計		1,050,804	1,065,851																										
資本報酬		47,555	44,304	自己資本×10%																										
建物再調達費		16,253	17,260	建物評価額×5%																										
費用合計		1,114,612	1,127,415																											
収支差		-51,064	0																											

答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和元年（2019年）8月9日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 大原 昌明

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和元年（2019年）7月10日付け食衛第518号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	450円	440円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

近年では、自家風呂の普及が進み、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、光熱費の値上げ、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスを提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境や本年10月の消費税率引き上げによる影響等をかんがみた結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に消費税率改定等による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、経営努力により営業経費を節減していくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を440円から450円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持するだけでなく、世代をこえた交流の場として、住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPR等により、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。